

公益財団法人まちみらい千代田
第1期第1回理事会議事録

1 日 時

平成26年1月9日(木) 午前10時から午前10時40分

2 場 所

ちよだプラットフォームスクウェア4階401会議室

(千代田区神田錦町3-21)

3 理事現在数 7名

4 出席者

(1) 出席者(9名)

理事(7名)

若林尚夫、金井義之、小田利隆、小嶋勝衛、片山剛、立川資久、堀田康彦

監事(2名)

渡邊牧文、乙幡千枝実

(2) 当法人の出席者

理事長 若林尚夫、副理事長 金井義之、事務局次長 谷田部継司

5 議題

(1) 議案第1号 第1期公益財団法人まちみらい千代田事業計画(案)について

(2) 議案第2号 第1期公益財団法人まちみらい千代田収支予算(案)について

(3) 議案第3号 公益財団法人まちみらい千代田規程の改正について

(4) 議案第4号 公益財団法人まちみらい千代田評議員会の開催案について

6 開会、挨拶、定足数確認、議事録署名人の選任

定刻に至り、開会に先立ち、事務局から配布資料の確認があった。若林理事長より開会の挨拶があり、その後定款第45条の規定により、若林理事長が議長となり、開会を宣言した。

引き続き、議長が本日の出席者について事務局から報告をさせ、定款第46条で定める定足数を満たしていることを確認し、本理事会が有効に成立している旨を告げた。

続いて、本理事会の議事録署名人について、定款第50条第2項の規定により、理事長と本日出席の渡邊牧文監事、乙幡千枝実監事をお願いし、本人もこれを承諾し、議案の審議に入った。

7 議事の経過及び結果

- (1) 議案第1号 第1期公益財団法人まちみらい千代田事業計画（案）について
- (2) 議案第2号 第1期公益財団法人まちみらい千代田収支予算（案）について

議長から議事の審議に入る前に議案第1号及び議案第2号については関連があるため一括で審議を行いたい旨を提案したところ、全員異議なく了承したため、配付資料に基づき、次のとおり一括して説明を行った。

第1期の事業計画及び予算についてだが、定款で定められているとおり、当法人は6月から翌年5月末までを1会計年度としている。今期については公益財団法人に移行した1月6日から5月31日までの約5ヶ月間の事業計画及び予算に関するものとなり、特例民法法人の平成25年度事業計画及び予算の未執行分が主な内容となる。そのため、前期事業実施報告からの大きな変化はないが、若干の補足説明をする。

「産業まちづくり」事業のうち、中小企業経営支援については、第2期以降に中小企業に対する無料法律相談を実施したいと考えており、その準備を進める。また、ビジネス情報プラットフォーム「Chibiz」については現在運用を停止しているため、項目を削除した。千代田ビジネス大賞についてだが、今回はエントリー企業のうち18社について1月末に選考を行い、2月21日に表彰式を実施する予定である。

続いて、第1期の予算についてだが、公益財団法人の会計処理については、平成20年4月に内閣府公益認定等委員会より公表された公益法人会計基準に準拠して行うこととなっており、当法人もそれに従った形で予算書を作成している。

今までと大きく変わったのは、会計区分が「公益目的事業会計」「収益事業等会計」と、そのどちらにも属さない、法人の管理費や運営全般に係る事項を経理する「法人会計」の3区分となった点である。予算の執行については、前法人の未執行分である1月～3月分及び4、5月分の予定額であり、全体の2分の1弱の予算規模となっている。それぞれの数字についてだが、1ページ目が経常収益全般、2ページ目が経常費用全般となっており、3ページ目は経常外収益及び費用の増減を含めた当期の一般正味財産増減額が表記されている。

公益目的事業については各事業の収益はすべてをそれぞれの公益目的事業の費用に充てることとなっているため大きくマイナスとなっている。そのマイナス分については収益事業の収益を振り替える形となっている。法人全体の収支差額は当期一

般正味財産増減額として記載されているとおり、600万円ほどのプラスとなっている。

以上のような説明を行った後、次のような質疑応答や意見が出された。

○管理に係る事務経費は公益目的事業会計と収益事業等会計等に分けて経理しているのか。

(事務局)

公益目的事業会計はあくまでも認定された事業を運営する費用として計上されており、個々の人件費やパソコンのリース料、床代等の事務所運営費については各事業に按分してすべて割り振った予算となっている。

以上のような質疑応答の後、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

続いて、議案第3号の説明を行った。

(3) 議案第3号 公益財団法人まちみらい千代田規程の改正について

「公益財団法人まちみらい千代田」と名称変更したことに伴い、各種規程の題名等を変更する必要がある為、議案として供する。「財団法人まちみらい千代田」とあるものを「公益財団法人まちみらい千代田」として変更し、規定の内容の改正については今後必要の都度、理事会において承認いただくこととしたい。

併せて、財団法人まちみらい千代田処務規程の一部を改正する規程を提案しているが、今回事務局次長を設置したことに伴い、処務規程の該当項目の変更を行うものである。更に、組織の事務分掌の項目において、公益財団法人への移行が完了したことに伴い、企画総務グループに規定されていた「公益財団法人への準備に関すること」を削除し、これまで産業まちづくりグループにあった「千代田まちづくりサポートの実施」に関する事項を、企画総務グループに移管した。また、ビジネス情報プラットフォーム「Chibiz」の運用停止に伴い、当事業に関する事項を「ビジネス情報の提供に関すること」に変更する。

以上のような説明の後、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

続いて、議案第4号の説明を行った。

(4) 議案第4号 公益財団法人まちみらい千代田評議員会の開催案について

公益財団法人に移行したことに伴い、評議員会及び理事会の権限が変更になり、評議員会が意思決定機関、理事会が執行機関となった。このため、定款第42条第1項の規定に基づき、評議員会の開催に関する事項について理事会の決定が必要となったため、今回の議案として供するものである。

今回の評議員会に諮る議案についてだが、新法人設立後初めての評議員会であるので、会長及び副会長の互選をそれぞれ議案第1号及び第2号として提案する。次に、第3号として定款の改正について議案に供する。これは、法人の公告の方法として電子公告によって行うこととしているが、やむを得ない事由により電子公告ができない場合について「官報に掲載する」こととするものである。

さらに、議案第4号として第1期事業計画案、第5号として予算案について提案するとともに、新しい理事として前教育長の山崎芳明様の選任を議案第6号として提出する。

以上のような説明を行い、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

連絡事項として、次回の理事会は2月下旬開催予定であるとの説明を行った。

8 閉 会

以上をもってすべての審議を終了したので、午前10時40分に議長は閉会を宣言した。

上記の決議を明確にするため、理事長及び監事がこれに署名、押印する。

平成26年1月9日

公益財団法人まちみらい千代田
第1期第1回理事会

理 事 長 若 林 尚 夫 ㊟

監 事 渡 邊 牧 文 ㊟

監 事 乙 幡 千 枝 実 ㊟